

(案)

令和 6 事業年度
(スポーツ振興投票等業務)

事業計画

予算

資金計画

目 次

1	令和 6 事業年度事業計画	1
2	令和 6 事業年度収入支出予算	6
3	令和 6 事業年度資金計画	7

令和6事業年度事業計画 (スポーツ振興投票等業務)

＜令和6事業年度の運営の基本方針＞

スポーツ振興投票制度は、平成 10 年に創設され、平成 13 年からはスポーツ振興くじの全国販売を開始し、売上が低迷した時期がありましたが、近年では安定的に 1,000 億円程度の売上が確保されています。また、スポーツ振興くじの売上を財源とした助成金についても、グラウンドの芝生化、地域のスポーツ施設の整備、総合型地域スポーツクラブの育成などに活用されており、地域スポーツの振興に欠かせない財源となっています。

スポーツ振興くじの販売等については、今後も、お客様に長期にわたってスポーツ振興くじを楽しんでいただけるよう魅力的な商品開発や販売方法の工夫等を行うことで安定的な売上の確保を図るとともに、スポーツ振興くじの対象となる国内リーグの発展に向けた取組を行うことが重要です。

また、スポーツ振興くじによる助成金については、スポーツ基本計画等の政府方針に基づき、助成対象団体からのニーズ等を踏まえ、地域スポーツの振興に効果的な助成を行うことが求められていることに加え、スポーツ振興投票制度が国民の理解と協力を得られて、国民の間に定着したものとなるよう、その趣旨の普及・浸透を図ることも求められています。

このようなことから、これまで以上にスポーツ振興投票等業務が地域スポーツの振興を図る上で重要な役割を果たしていくために、次に掲げる事項を令和 6 事業年度の基本方針とし、それぞれの業務を積極的かつ効率的に進めていくこととします。

- 1 スポーツ振興くじの安定的な売上の確保
- 2 地域スポーツの振興のための効果的な助成
- 3 スポーツ振興助成制度の趣旨の普及・浸透
- 4 スポーツ振興投票等業務の効果的・効率的な運営

<基本方針に基づいた具体的な取組>

1 スポーツ振興くじの安定的な売上の確保

(1) スポーツ振興くじの実施回数等

サッカー又はバスケットボールの試合及び競技会を対象としたくじを法令で定める実施回数の範囲内で販売します。

また、JSC が指定する特定の開催回・商品において、法令の範囲内で当せん金の最高限度額を引き上げるくじを販売する特別回施策を実施します。

(2) 広告宣伝

テレビCMやWEB広告等を実施し、広告実施後の調査(第三者によるものを含む)などにより、広告・宣伝の効果を継続的に検証した上で、より効果的・効率的な実施に努めます。

(3) 販売促進

① スポーツ振興くじ特約店

商品知識が豊富な販売員による案内が可能であること、看板やのぼり、ポスター等の設置により、屋外広告としての機能も有していることから、新規購入者から継続購入者まで幅広いお客様に応じたサービスの提供や情報発信ができる強みを活かすため、販売員への研修によりサービスの向上を図るとともに、店頭での効果的な情報発信に努め、新たな顧客の獲得や既存顧客の定着を図ります。

② コンビニエンスストア

全国各地に多数の店舗を構える販売ネットワークを有していることから、日常の生活導線上でくじの購入ができることや、くじ購入以外の多様な目的で店頭を訪れるお客様に対してもくじに関する情報接触(広告効果)が期待できるため、コンビニエンスストアにおいて販売・払戻を実施していることについて幅広く情報発信するとともに、店内でのガイドブックの設置など、くじに関する情報提供の充実に努め、新たな顧客の獲得や既存顧客の定着を図ります。

③ インターネットサイト

提供できる情報量の多さや、いつでもどこでも買えるといったインターネットサイトが持つ強みと、売上額に占める割合等を踏まえ、インターネットサイト顧客向けのキャンペーンの実施や、インターネットサイトの操作性や視認性を改善するなど、顧客利便性の更なる向上を進めることにより、新たな顧客の獲得や既存顧客の定着を図ります。

(4) 魅力的な商品開発

安定的な売上を継続的に確保するため、より多くのお客様にスポーツ振興くじをお楽しみいただけるよう、市場調査を実施する等により顧客のニーズの把握に努め、魅力的な商品の開発検討を行います。

(5) スポーツ振興くじの公正性の確保

① 19歳未満者の購入防止対策

ア 対面店舗での販売

定期的な店舗巡回のほか、新規店舗を含む全国の店舗に対して販売員の研修等を実施するとともに、19歳未満購入禁止のマークを、販売店窓口、ポスター、TVCM、マークシート等に表示するなど、適切な対策を講じます。

イ インターネットでの販売

インターネットにおける購入は会員登録を必須要件とし、会員登録時に年齢確認を行うほか、購入時に本人確認を実施し、19歳に満たない者の購入を防止します。

② 対象試合開催機構(Jリーグ及びBリーグ)との協働による取組

Jリーグ及びBリーグと協働し、Jリーグ及びBリーグに登録された選手、監督、審判員等に対して、禁止行為等の理解、インテグリティを脅かすようなリスク等について研修を行い、スポーツ振興投票の公正を害する行為の予防に努めます。

③ 海外サッカーリーグ等の試合を対象としたくじの販売

海外サッカーリーグ等の試合を対象としたくじの販売に当たっては、情報配信先の選定など、正しい情報を取得し、試合の指定や試合結果の確認等を適切に行います。

(6) くじの対象となる国内リーグの発展に向けた取組

スポーツ振興くじの販売を通じたJリーグ及びBリーグのファン獲得に向けた取組等、両リーグとともにスポーツ振興くじ及び両リーグの発展を目的とした取組を行います。

2 地域スポーツの振興のための効果的な助成

(1) 助成メニューの見直し

地域スポーツの振興に役立つよう、次に掲げる取組により、助成メニューの不断の見直しを行います。

① ニーズ等の把握

助成対象団体に対してアンケートやヒアリング等を行い、ニーズ等の把握に努めます。

② 助成事業の評価

助成事業を客観的に評価できる指標・手法により、外部の有識者からなるスポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて評価します。

③助成事業のモニタリング及び公表

助成事業が効果的かつ効率的に実施されているか、地方公共団体やスポーツ団体に対する調査により、継続的にモニタリングを行い、その結果をウェブサイトで公表します。

(2)助成金の交付

①助成対象事業の募集

助成対象事業の募集に当たっては、募集の周知及び申請期間の確保に努め、ウェブサイトに必要な資料及び助成対象団体に対する説明動画を掲載するなど、募集する事業の概要や募集に当たっての留意事項等について周知を図ります。

②助成金の公正な配分

助成対象団体からの申請に対し、事業内容や経費等に関する公正な審査を行うとともに、スポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて、助成事業及び配分額を決定します。

③適正な事業執行に関する啓発

助成団体が助成事業の適正な執行を行えるよう、説明動画等を活用し、会計処理に関する知識や不正防止に対する意識の向上を図るとともに、助成団体における会計処理状況等の調査を実施し、不適切な会計処理が確認された団体については、適正な執行に向けての改善方策を提出させるなどの指導を行います。

(3)継続的・安定的な助成財源の確保

複数年度にわたる事業や大規模な国際大会等に対し、継続的・安定的な支援を行うため、執行状況に応じ、助成財源の一部を積み立てます。

3 スポーツ振興助成制度の趣旨の普及・浸透

(1)メディア等を通じた広報の実施

スポーツ振興投票制度が、我が国のスポーツ振興に重要な役割を果たしていることや寄附的な性格を持つことについて国民の理解を深めるため、各種メディア等を活用して助成活動を紹介します。

(2)助成団体等を通じた広報の実施

助成団体等に対し、助成金の交付を受けて行われた事業であることの周知等、広報への

協力等を求めています。

(3) 効果的・効率的な広報の実施

アンケート調査等を通じ、スポーツ振興投票制度の趣旨の普及・浸透状況を把握することにより、広報の効果を継続的に検証した上で、より効果的・効率的な広報を実施します。

4 スポーツ振興投票等業務の効果的・効率的な運営

(1) 効果的・効率的な経営手法の活用

スポーツ振興投票等業務の運営を効果的・効率的に行うため、コンサルタントとの統合経営チームを設け、民間の経営手法を十分に活用した業務を実施します。

(2) システムの安定的な運営

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、スポーツ振興くじの販売・払戻等に関するシステムを適切に管理するとともに、安定的に運用するため、定期的に点検を行い、必要な機器の更新を行います。

(3) 情報セキュリティ対策の強化

スポーツ振興投票等業務における情報セキュリティについては、国のセキュリティ対策等を踏まえ、最新の対策に関する情報収集に努めるとともに、外部機関による点検・評価を行い、必要な対策を講じます。

(4) 効果的・効率的な運営のための取組

スポーツ振興投票等業務における資金については、安全性や運用期間なども考慮し、より収益性の高い運用を検討します。

また、魅力的な新商品の開発検討、助成メニューの見直しなどの実施方法及びそれに応じた実施体制を検討し、業務の効率化を図ります。

令和6事業年度 収入支出予算（投票勘定）

（単位：千円）

区 分	令 和 6 年 度 予 算 額
[収 入]	
スポーツ振興投票事業収入	110,621,059
スポーツ振興投票事業準備金戻入	12,129,904
利息収入	42,618
日本スポーツ振興センター法第24条第4項積立金取崩額	2,600,000
計	125,393,581
[支 出]	
業務経費	41,061,688
スポーツ振興投票業務運営費	28,931,784
スポーツ振興投票助成事業費	12,129,904
人件費	632,205
一般管理費	136,011
払戻返還金	55,000,000
国庫納付金	7,595,086
特定業務勘定へ繰入	5,500,000
スポーツ振興投票事業準備金繰入	15,190,172
計	125,115,162

（※）売上金額に応じて各科目の金額は増減する可能性がある。

令和6事業年度 資金計画（投票勘定）

（単位：千円）

区 分	金 額
資金収入	344,635,950
業務活動による収入	110,321,037
スポーツ振興投票事業収入	110,278,419
利息及び配当金収入	42,618
投資活動による収入	208,106,927
前年度よりの繰越金	26,207,986
資金支出	344,635,950
業務活動による支出	112,220,472
業務経費	41,654,806
スポーツ振興投票業務運営費	26,062,837
スポーツ振興投票助成事業費	15,591,969
人件費	801,873
一般管理費	121,550
利息の支払額	62,714
国庫納付金	3,922,169
払戻返還金	54,657,360
特定業務勘定へ繰入	11,000,000
投資活動による支出	209,340,112
財務活動による支出	2,651,025
リース債務の返済による支出	2,651,025
次年度への繰越金	20,424,341

（*）売上金額に応じて各科目の金額は増減する可能性がある。